

奥只見湖においては、「多くの方々から末永く釣りを楽しんでもらいたい。」「漁業資源を保護したい。」との思いから、溪流魚の捕獲制限を導入しました。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

魚沼漁業協同組合内共第13号第五種共同漁業権行使規則（第5条）抜粋
魚沼漁業協同組合内共第13号第五種共同漁業権遊漁規則（第3条）抜粋
（キャッチアンドリリース区間の設置及び採捕尾数の制限）

次の表のア欄の魚種については、イ欄の区域でウ欄の期間において、採捕の尾数を5尾以内とし、5尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな、やまめ、にじます	魚沼漁業協同組合内共第13号に定める区域のうち奥只見湖の区域。 ただし、次の区域を除く。 ①魚沼市宇津野字北ノ岐地内石抱橋上流端から上流域の北ノ岐川 ②魚沼市宇津野字中ノ岐沢地内雨池橋上流端から上流域の中ノ岐川 ③魚沼市下折立字赤ノ川表地内国有林265林班に設置した、電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔No.68と、同国有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔No.69を結んだ線から上流域の恋ノ岐川	4月21日から 9月30日まで

- 2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する遊漁承認証販売所に掲示して行うものとする。
3 ただし第1項の規定は知事が別に定める日から施行する。

魚沼漁業協同組合内共第14号第五種共同漁業権行使規則（第5条）抜粋
魚沼漁業協同組合内共第14号第五種共同漁業権遊漁規則（第3条）抜粋
（キャッチアンドリリース区間の設置及び採捕尾数の制限）

次の表のア欄の魚種については、イ欄の区域でウ欄の期間においては、採捕の尾数を5尾以内とし、5尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな、やまめ	魚沼漁業協同組合内共第14号に定める区域のうち奥只見湖の区域。 ただし、以下の区域を除く。 ①魚沼市地内大津岐小白沢橋より上流域の只見川 ②魚沼市湯之谷芋川字大鳥地内国有林262林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔No.55と、同国有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔No.56を結んだ線から上流域の仕入沢	4月21日から 9月30日まで

- 2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する分会内にある遊漁承認証取扱所に掲示して行うものとする。
3 ただし第1項の規定は知事が別に定める日から施行する。

魚沼漁業協同組合内共第27号第五種共同漁業権行使規則（第5条）抜粋
魚沼漁業協同組合内共第27号第五種共同漁業権遊漁規則（第3条）抜粋
（キャッチアンドリリース区間の設置及び採捕尾数の制限）

次の表のア欄の魚種については、イ欄の区域でウ欄の期間において、採捕の尾数を5尾以内とし、5尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな、やまめ、	魚沼漁業協同組合内共第27号に定める区間	4月21日から 9月30日まで

- 2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する分会内にある遊漁券取扱所に掲示して行うものとする。

- この規定に従わない場合は、漁業権を侵害したものととして処罰される場合があります。
- 遊漁の際には、遊漁券（年券・日券）を購入し、必ず携帯してください。